

社説

の四分の一以内は銀貨銀塊を所有して引換準備に充つるを得るの規定あり幣制改革の當時政府は引換済圓銀の處分に困難を生じたる場合には日本銀行と協議の上にて右條例の許す限り圓銀を正貨準備に加へて處分の困難を免かれんとするの計畫を立てたる由なれども其後銀行は所有の銀貨銀塊を多く金員に引換へ本年四月以來は金貨のみを以て準備に充つるふとしたら元來日本銀行が正貨準備を所有する主旨は兌換券の信用を維持して其流通を安全にするに外ならざれば金に對して常に價格の變動する銀貨銀塊を準備に加へて意外の危險を被むらんとするが如きは決して兌換制度の基礎を鞏固にするの道に非ず銀行が條例の規定如何に拘はらず一切の銀を金に換へて金貨準備の充實を謀りたるは適當の處置にして永く斯る方針を守らんふと世間一體の希望する所なるに然るに銀行の當局者は今度政府の要求に従ひ國庫より六百萬圓の銀塊を受け入れて正貨準備に加へ同額の兌換券を發行して國庫に貸付けたりと云ふ日下日本銀行が所有する金貨準備は六千三百萬餘圓にして右の銀塊は僅に其十分の一に過ぎれども既に之を準備に加へたる以上は銀行は制限外銀行高を増加せずして兌換券を増發するの餘裕を得たる次第なれば更に其増發を試みて物價を騰貴せしめ輸入超過を増して金貨準備の取付けを促し結局兌換制度の基礎を薄弱ならしむるの懼念を免かれざるなり或は日本銀行は銀塊預け入れの利子と兌換券貸上げの利子との差に依て多少の利益を收むるのみか今後銀價が金に對して騰貴するふとらあらんに銀準備の爲めに意外の利益を占むるの望ありとの說もありんかなれども斯る投機に類する掛引は中央銀行の本質より見て斷じて行ふ可きものに非ず又實際倫敦銀塊相場の前途を考ふるに昨今は西班牙の中央銀行が正貨準備の不足を補はんとして多額の銀塊を買入るゝを以て一オンスに付き二十六片臺の價格を維持すれば到底免かれ難き所にして日本銀すが永く準備として銀を所有するときは相場の下落と共に如何なる損失を被むるやも知る可らず銀價下落の爲めに所有の銀の價に變動を招きて意外の困難を被むるは今日合衆國政府を始めとして大陸諸國の中央銀行が明に實驗する所なれば政府も第ニ此處の損害を考へ日本銀行の正貨準備に銀塊を加えるなるの政策は断じて思ひ立まるふと肝心なる可し昨今債金回収の爲めに正貨流出の勢を減じたるを以て世間

に兌換制度の安否を氣遣ふものなきが如くなれども輸入超過にして今日の如く甚だしき以上は其前途は決して安全と云ふ可からず斯る場合に日本銀行が殊更らに銀準備を置きて兌換券を發行したるは我輩の賛成する能はざる所なり

國の主權を祝せんが爲め二十一ヶの禮砲を轟
かせり
反徒の占領　呂宋以北の既に占領し得たる諸
州はカヴァキナ全州、マニラ州の中にてマニラ
市及び其附近を除くの外、周圍の諸村落、ラ
グナ全州、ペタンガス全州、バターン全州、ミ
ンドロ全州、タヤバー等にして何れも該州、即

の如きは決
あらずして
つもあるは
薰の助を得
免れずして
由あらきりと
致のじよ

○ マニラ近信

運送船の到着 二千五百の米國陸兵を載せた
ラミネ船ナリ又トライア競、シチリヤア

挺の銃を分捕しハタンガスに於て二千挺、ハターンに於て千挺、マニラ郊外に於て二千挺、

銃を分捕したりといふ此外、

門の砲と四隻の小艇船と五隻の小艇船

○政務調査委員の任命

內務大臣伯爵板垣退助
外務大臣外相大隈重信

臨時政務調查委員被側付
外務省官 小村壽太郎
同 内閣書記官長 武宮 時敏

同同同
文部次官
遞信次官
司法次官
相田
箕浦
山田喜之助

同
○敍任辭令
農商務次官 柴四朝

水戸地方裁判所部長同席 保山久三郎
徳川 鶴破
瑞寶亭

總東京地方裁判所都長
七月二十二日
敍勳三等授瑞寶章 擔理公使
敍勳一等授瑞寶章 公使館二等書記官
敍勳二等授瑞寶章 山口慶次郎

公使館一等辦事官林鑑
公使館二等辦事官鄭永邦
公使館三等辦事官蔡乙正
公使館四等辦事官

任國軍為兵**大副**
陳東為陸**軍**步**兵**中**尉**
李甲為軍**械**大**副**

任縣令、錢記官、錢縣令、錢行中移官（錢萬官六十二）
任東京府參軍官（錢萬官一舉）宮禁檢空庫官、廁所
井陝欽坡縣參軍官、山田
尹和

任青霞縣西漢鄉長 故 非其富也歸北漢乾都長 懷居貞太白山
任青霞縣西漢鄉長 故 非其富也歸北漢乾都長 懷居貞太白山

任督參贊中津國郡守(後改任日下守)。廣信府知府中津國郡守。國

任大猷劉校教頭
非誠勿勿了
同
大猷劉校教頭
青蘿縣西城壁
青蘿縣北城壁
黑田
湖

同
（以上七月十三日）
局外評

新内閣が政黨内閣の新店を張りたるより懲宣
者流の自から賣らんとして店頭に押寄するも

の如く其價値一力ならざるより世間早くも新内閣を非難するものあり殊に貴族院にては新

内閣に反對せんとするもの少なかつたる所には傳ふるものあれど公平なる所外者は之を評し

て曰く成程、猶官然の失態は憲政黨の無能す
ら推しも非難するものあるほせなれば見苦し

罪にして新内閣の過とは見るべからず各大臣

内閣

の多く其偶々一方ならざるより世間早くも新内閣を非難するものわり殊に貴族院にては新内閣に反對せんとするもの少よからざるやに傳ふるものあれど公平なる局外者は之を評して曰く成程、獨官然の失態は憲政院の新聞すら非難し、非難するものあるほどなれば見苦しかろと言はん方なしといへども這は獨官者の罪にして新内閣の過とは見るべからず各大臣